

令和5年度
熊谷市協働事業提案制度

市民協働「熊谷の力」事業
募集要項



熊谷市市民部市民活動推進課

目 次

募集要項	・・・・・・・・・・	2～ 6
市提案事業	・・・・・・・・・・	6～ 7
Q & A	・・・・・・・・・・	8～10
応募書類記入の仕方	・・・・・・・・・・	11～14

市民協働「熊谷の力」事業 募集要項

概要

市民活動団体と市が協働で事業を実施して、新たな発想や手法によって、地域の課題を解決していきます。

市民協働「熊谷の力」事業は、市民活動団体が市の考えるテーマに対して事業提案を行うものと、団体が市へ自由なテーマで事業提案を行う2通りの方法があります。

市のテーマ又は自由テーマの提案は、書類審査・公開プレゼンテーションを経て、市民協働「熊谷の力」候補事業として採択し、予算化できた事業を協定書等に基づき実施します。

なお、市民協働「熊谷の力」〇〇事業という名称については、実施年度に入ってから使用できます。

応募できる団体

協働事業に提案できる団体は、次の項目に該当する市民活動団体とします。

- (1) 熊谷市内に事務所及び活動場所があること。
- (2) 地域や社会の課題解決に向けた事業等、公益性のある活動を行っていること。
- (3) 5人以上の会員で組織していること。
- (4) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- (5) 予算・決算を適正に行っていること。
- (6) 原則として、1年以上継続して活動していること。

※ 上記項目に該当し、市と協働して事業を遂行できると認められる場合は、学校法人、農業協同組合等も応募可能団体とします。

応募対象となる事業

- (1) 市提案事業
市が協働したいと考えるテーマ（令和5年度は1テーマ、7ページ参照）について、事業提案をしてください。
- (2) 市民提案事業
市民活動団体が市と協働で実施したいテーマで、事業提案をしてください。

提案対象となる事業の条件

- (1) 公益的で、地域課題や社会的課題の解決につながる事業
- (2) 具体的な効果や成果が期待でき、新しい視点からの取り組みである事業
- (3) 役割分担が明確で、協働して実施することで相乗効果や住民自治力が高まる事業
- (4) 提案する団体が実施することが可能な事業
- (5) その他協働事業提案制度実施要綱による事業

提案できない事業

- (1) 政治、宗教活動又は営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 一過性のイベント事業
- (4) 既存の事業で対応できる事業
- (5) その他協働事業提案制度実施要綱により対象外とする事業

審査・選考方法

熊谷市市民活動推進庁内会議で審査、選考します。

- (1) 第1次選考（非公開書類審査・選考）
提案されたすべての事業について、提出書類による審査、選考を行います。
- (2) 第2次選考（公開プレゼンテーション）
第1次選考を通過した事業について、公開プレゼンテーションを行い、審査・選考し、実施する事業の候補を決定します。

審査基準

- (1) 第1次選考
審査項目（1項目5点満点）合計30点で採点し、6項目全てについて、3点以上の評点を基準に選考します。

	審査項目	評価のポイント
1	公益性(社会貢献性)	◆不特定多数の人々の利益につながり、多くの市民又は地域社会に広く貢献する事業か。
2	協働性	◆課題解決のために協働という手法が必要な事業か。 ◆提案団体と市とが協働することにより、相乗効果や住民自治力が高まる事業か。 ◆提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当な事業か。
3	先進性	◆新しい視点・発想等、工夫やアイデアがあり、先進性がある事業か。
4	成果度	◆市民の満足度が高まり、具体的な効果、成果(質の高いサービスや多様なサービスを受けることができることなど)が期待できる事業か。
5	計画の実現性	◆計画どおり実施が可能な事業か(地域住民等の理解を得られているか、法的な問題等により実現が困難となっていないかなど)。 ◆適正に企画されている事業か(必要な連携が図られているかなど)。 ◆経費等の予算見積りは適切か。
6	組織体制	◆提案団体は、当該事業を実施するための専門的な知識や活動実績を有するなど、提案事業を実現できる組織体制を確立しているか。

(2) 第2次選考

(1)と同様に採点し、プレゼンテーションにより総合的に勘案し審査します。

事業経費の負担

事業経費が必要な提案の場合、市と提案団体との負担については次のようになります。

(1) 委託事業として提案の場合、市が全額負担とします。

※ ただし、事業実施による収入見込額がある場合は、事業経費から事業実施による収入見込額を差し引いた後の額となります。

※ 委託事業となり得る事業は、事業実施方針が市の計画等により決定されており、本来的に熊谷市が市の事業経費負担で実施しなければならない事業です。なお、事業内容は市の既存事業と重複しないようにしてください。

(2) 補助事業として提案の場合

・ 市民提案事業の場合

事業経費から事業実施による収入見込額を差し引いた後の額の5分の4を予定補助率として、市が提案団体に補助します。

※ 提案時の予定補助率がそのまま事業化になった際の補助率になるとは限りません。協働事業化に向けたパートナー同士（市民団体と市担当課）の協議の中から、適正な補助率を決めていきます。

※ なお、市民提案事業は、委託事業、補助事業とも、市が負担する限度額は1事業300万円を上限とします。

(事業経費の負担について)

事業経費は協働事業を実施するに当たり直接必要となる経費です。

委託事業・補助事業の区分は、明確にしてください。

補助事業の場合、予定補助率は上記のとおりですが、提案団体と関係課との協議の過程の中で、予定補助率の補助が真に必要かどうか(妥当性)など、事業内容と補助率を十分検討してください。

なお、事業実施の際は、市と提案団体で協定書を締結するほか、委託事業の場合は、事業ごとに業務委託契約を締結し、補助事業の場合は、「熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則」及び事業ごとに定める「補助金交付要綱」に基づき、補助金交付決定、補助金額の確定等の手続を行います。

事業実施による収入見込額

参加費の徴収、印刷物等の物品販売、広告掲載など、事業実施による収入の見込額がある場合は、収支計画に明記してください。委託額又は補助額は、事業経費から事業実施による収入見込額を差し引いて計算されます。

※ 収支計画記入欄は、別紙様式2にあります。

※ 収支計画を立てる時の考え方は、Q&Aの19を参照ください。

令和5年度募集（令和6年度実施） 事業スケジュール

項目	日程等（予定）
募集要項の配布	5月17日（水）から6月16日（金）
（提案内容の協議調整）	（応募前に必ず、提案団体と関係課で提案内容を協議調整してください。）
募集期間	5月17日（水）から6月16日（金）
第1次選考（書類選考）	7月中旬
選考結果の通知	7月第4週
第2次選考 （公開プレゼンテーション）	8月29日（火）13：30～大里コミュニティセンター 同日：公開プレゼンテーション終了後に審査選考
選考結果の通知	9月上旬
予算編成	10月、11月
協定書等の内容協議	令和6年2月～3月：協定書内容等の協議
協定書等の締結・事業実施	（令和6年度） 令和6年4月～ 協定書等締結・事業実施
事業報告等	令和7年4月～：事業報告・評価
成果報告会	令和7年7月上旬

事業期間

協働事業提案制度の事業は単年度とします。令和6年4月1日から令和7年3月末日までに完了する事業です。なお、できるだけ年度末の3月中に事業報告書が作成できるようなスケジュールにしてください。

提出書類

別冊「協働事業提案 応募書類」にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

情報公開

選考結果は、市ホームページで公開します。

留意事項

- (1) 提案について、書類に虚偽の記載が発見された場合には、事業実施決定後であっても、決定の取消しを行うことがあります。
- (2) 個人情報の保護等の守らなくてはならない事項は協定書等で明記していきます。

市提案事業

No.	市民協働「熊谷の力」事業名	提案課
1	成田・星宮「歴史文化遺産・芸術文化」トリエンナーレ事業	江南文化財センター

様式第2号（第7条関係）

市民活動団体に対する募集・提案の概要書

1 担当課名・電話	江南文化財センター 048-536-5062
2 事業名	成田・星宮「歴史文化遺産・芸術文化」トリエンナーレ事業
3 事業の目的	新たな小学校が開校した成田星宮地区における歴史文化遺産及び芸術文化を再認識し、広く情報発信する。
4 事業の内容	令和5年度に新たに開校した熊谷市立成田星宮小学校が位置する成田・星宮地区（上之、上川上、下川上、池上等）には、多くの歴史文化遺産や芸術文化が点在することから、これに係る貴重な資料や芸術作品等を、地元の住民とともに再発掘し、トリエンナーレ（芸術祭）として文化の情報発信を行う。同地区には、忍城主の成田氏に関連する史跡や池上遺跡の出土品、愛染堂・愛染明王等の文化財、画室を構えた奥原晴湖の絵画、池上獅子舞等の歴史文化遺産や芸術文化が、地域の宝として保存継承されている。新たな小学校が開校した地域で継承されてきた郷土の地域資源への認識を高め、広く発信する。
5 事業の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
6 想定する役割分担	市民活動団体の役割 地域の遺産の記録化及びマップの作製、トリエンナーレ事業の開催に向けた地区内での調整事務
	市の役割 歴史文化遺産や芸術文化についての解説、事業に関する情報発信、関係機関との調整事務
7 事業に要する経費 (予定補助率)	事業区分（委託・補助） 75万円以内（100%）
8 協働事業者の条件	地域に根差した文化財の保存及びその普及啓発活動を継続的に実施している。
9 特記事項	

Q & A

応募できる団体

Q 1 応募資格の市民活動団体とは？

A 1 この制度では、特定非営利活動法人のほか、ボランティア団体など法人格を有しない非営利活動を行う市民団体や地域の様々な団体のことです。

Q 2 NPO法人の設立申請中でも応募できるか。

A 2 法人格の有無は問いません。申請中であれば任意の市民活動団体として応募資格を判断します。

Q 3 会員以外のメンバーが実施体制に含まれていてもよいか。他のNPO、大学、企業との連携・協力は可能か。

A 3 可能です。企画書に他の団体との協力体制を明記してください。

Q 4 他の市町村でも活動しているが、応募できるか。

A 4 主な活動拠点が市内にあり、事務所又は事務所に準じる連絡先の所在地が市内であれば申請できます。

応募対象となる事業

Q 5 複数の団体で提案してもよいか。

A 5 可能です。ただし、提案する団体間で責任の所在等を明らかにした協定書等を作成し、企画書と一緒に提出してください。

Q 6 「市民提案事業」とはどのような意味か。

A 6 地域社会が抱える課題（地域課題）の解決に向けて、住民が自主的・主体的に実施する公益性の高い活動で、住民と行政が協働して取り組むことで、より効果がある事業のうち、市が市民活動団体から事業実施の提案を受ける事業をいいます。

Q 7 「地域課題」とはどのような意味か。

A 7 地域社会が抱える一定の共通性を持った問題やテーマであって、特定の個人やグループの要望ではなく、公益性のあるものをいいます。

Q 8 現在、団体で取り組んでいる事業は提案できるのか。

A 8 現在、団体で取り組んでいる事業に新たなテーマ若しくは新たな取組が加わった市提案事業又は市民提案事業であれば応募できます。なお、市から他の助成を受けて取り組んでいる事業は、原則として対象となりません。

Q 9 市提案事業、市民提案事業に複数の提案は可能か？

A 9 複数の提案はできません。1団体1事業の応募とします。

提案対象となる事業の条件

Q10 相乗効果、住民自治力とは？

A10 相乗効果：市民活動団体と市が相互補完することにより、個々に活動する場合に比べて、より大きな結果や成果が得られること。

住民自治力：住民自らが、主体的かつ継続的、そして自己の責任の下で地域の課題に取り組む意思を持ち、地域の課題を解決する力をいいます。

審査・選考方法

Q11 事業の選考方法について

A11 事業の選考は、提出された書類を用い、書類選考（第1次選考）で公開プレゼンテーション団体を決定し、その後公開プレゼンテーション（第2次選考）を経て、協働事業候補となります。候補事業は庁内審査及び予算化を経て協働事業になります。

Q12 審査について

A12 第1次選考は、熊谷市市民活動推進庁内会議で審査します。委員は、市民部長が委員長で関係課長17名が委員です。この庁内会議の審査結果を市長へ提言します。

第2次選考は、市長、副市長、熊谷市市民活動推進庁内会議の委員長及び委員で審査します。その後、庁内会議を経て市長へ提言します。

Q13 審査基準が6項目ありますが、どのような考えでつくられていますか。

A13 協働事業提案制度は、市民活動団体と市が協働して公共的課題の解決に当たるために事業提案を受け実施を遂行するものです。

具体的に協働事業を進める上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用が考えられます。そのため、次の3つの要件を基本に適正さを担保し、審査基準を設定しています。

- 1 社会的公共性があること。
- 2 公費濫用を防止すること。
- 3 情報公開をすること。

応募方法等

Q14 応募はどのようにするのか？

A14 5月17日（水）から6月16日（金）の間で、応募書類に記載して市民活動推進課に提出してください。

なお、提案内容に対応する担当課との協議は、応募書類提出前に必ず行ってください。

Q15 公開プレゼンテーションとはどのようなものか

A15 傍聴者が会する公開の場で、第1次選考を通過した団体が提案事業の内容をそれぞれの手法で説明をしていただき、市長、副市長、熊谷市市民活動推進庁内会議委員の質疑を受けていただくものです。

事業期間

Q16 事業実施について

A16 事業実施の対象となった団体と市が取り交わす協定書等に基づき事業を行います。費用負担については協定により委託、補助、負担金等が想定されます。その場合それぞれの規則等に従って適正な支出が求められます。

委託は、行政が行う事業を団体との契約により、団体が実施するものです。経費は委託する事業を実施する費用であり、団体の活動を補助・助成するものではありません。

補助、負担金等は、公益上必要がある場合に、市民活動団体と市の共通の目的を達成するために交付するものです。

Q17 団体に対する活動支援は別に制度があるのか

A17 市民公益活動支援制度「ステップアップ助成金」があります。

Q18 翌年度（令和7年4月以降）も継続して行う事業は応募できるか

A18 令和7年3月末までに完了する事業です。

翌年度以降も事業を継続する場合は、実施事業を検証し、事業内容、成果、費用等を総合的に考え、必要があれば支援することになります。

支出経費

Q19 事業費の負担（収支計画を立てる時の考え方）について

A19 提案事業は、提案する内容で、委託事業とするか補助事業とするか、内容を検討してください。

収支計画の立て方は、先ず概算見積額を事業費とします。その事業費に対して市の負担見込み、提案団体の負担見込み、事業収入見込みを収入とします。支出は概算見積額となります。

補助対象経費は、協働事業の実施に直接必要となる経費です。

担当課と十分な協議を行ってください。

なお、補助金の額の決定は、「熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則」に基づき決定されます。

Q20 事務経費の計上について

A20 計上できる事務費用は、提案する事業を実施するのに必要な事務経費（通信費等、人件費含む。）です。団体の経常経費に該当する事務所の光熱費、家賃等は含まれません。

Q21 協働事業遂行のための団体スタッフ人件費（時給）は、どの程度計上できるか。

A21 報酬は計上できませんが、事業に必要な人件費であれば計上できます。法人の場合は支給規程を添付してください。任意団体の場合もできるだけ規程等を定めておくとよいでしょう。

記入の仕方

様式第1号（第6条関係）

協働事業に関する提案書

提出日を記入

令和 年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 宛

団体代表者印が無い場合は、代表者個人印

所在地
提案者 団体名
代表者 職 氏名 印

どちらかを○で囲んで下さい。

次のとおり、協働事業に関して提案します。

1 提案する協働事業	市提案事業 市民提案事業
2 タイトル	市民協働「熊谷の力」○○○○○○○○○○○○○○○○事業 (○の箇所は <u>13文字以内</u> でお願ひします。)
3 事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日 (単年度とする)
4 事業予算	円
5 提案概要 (事業内容を <u>100字以内</u> でご記入ください。この内容はホームページ公表対象です。)	この文面だけで取り組む内容が分かるよう、ポイントを分かりやすく、簡潔にご記入ください。 箇条書きなど、読みやすいように工夫してください。
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書（別紙様式1） <input type="checkbox"/> 見積書（別紙様式2） <input type="checkbox"/> 団体概要書（別紙様式3） <input type="checkbox"/> 定款または規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿（任意団体の場合）

どちらの提案か○で囲む。

企画書（ 市提案事業 市民提案事業 ）

団体名 _____

<p>1 提案する協働事業のタイトル</p>	<p>提案書(様式第1号)の「タイトル」と同じに記入</p>
<p>2 事業の目的</p>	
<p>3 事業の詳細(300字程度でご記入ください。)</p>	<p>「事業を始めるに当たっての現状・問題点」から「どのような成果を求めようとするのか」まで、事業計画案を記入</p> <p>課題解決のために、いつごろ、どのような方法で、何をするのが分かるように、具体的にご記入ください。 常識的な字の大きさに収まるように、また箇条書きなど読みやすいように工夫してください。 (別紙などの添付はできません。)</p>
<p>4 実施体制</p>	<p>提案事業を行う人的体制や組織体制を記入</p>
<p>5 役割分担</p>	<p>(提案団体の役割)</p> <p>提案事業の実施に当たり、提案団体が担う役割を記入してください。</p>
	<p>(市の役割) 担当課○○課</p> <p>会場確保、広報、委託料又は補助金の支給等、市に期待する役割分担を記入してください。(提案の提出まで話し合ってきた市の担当課名も必ず記入)</p>
<p>6 概算見積額</p>	<p>円 (見積書は別紙様式2)</p>
<p>7 相乗効果(協働の目標)</p>	<p>課題解決のために、なぜ市との協働が必要なのか、また提案事業を行うことで、市民活動団体と市が個々に活動する場合に比べて、より大きな結果や効果が得られるかを記入</p>
<p>8 特にアピールしたいこと(専門性、独自性、先駆性、実績など)</p>	

協働事業を行う上で必要となる経費を記入。*経費が掛からない場合は0円で提出してください。

見 積 書

住 所

見積者 団体名

氏 名

提案事業タイトル	
項 目	事業経費
<p>項目は経費の内容がわかるように、できるだけ細かく単価や数量を記入してください。</p> <p>(例) ○○購入費(物品・資材等の具体名や単価・数量等の内訳を明記)、 印刷費(印刷物名称、枚数、大きさ、紙質、○色刷り等を明記)、 旅費・交通費(単価×人数×日数)、 その他(内容が分かるように具体的に記載)</p> <p>* 必要最低限の経費を計上してください。 * 消費税が必要な経費については、消費税を含む旨を必ず明記の上、消費税を含めて計上してください。</p>	
計 ㊤	

収支計画

(収入の部)

委託料で提案なのか、補助金で提案なのか○で囲む。

区 分	収入予定額	説 明
1 市負担金	委託料で提案の場合は、(㊤－事業収入) 補助金で提案の場合は、(㊤－事業収入) × 補助率	(委託料で提案・補助金で提案)
2 団体負担金	(㊤－事業収入) － (市負担金)	
3 事業収入 (参加費、物品販売、広告料等)		
合計 (㊤の額)		

(支出の部)

区 分	支出予定額	説 明
1 事業経費		
合計 (㊤の額)		

別紙様式3

団体概要書(令和5年度)

ふりがな 団体の名称		
団体の所在地 ・連絡先	(団体所在地・連絡先)	
代表者氏名	代表者の場合は、 同上と記入	
担当者連絡先等 (*非公開情報)	氏名	任意団体としての活動歴がある法人は、 「〇〇年〇月〇日法人設立(〇〇年〇月 〇日、任意団体として活動開始)」と記入 してください。 任意団体は、実際に活動を開始した年 月日で記入してください。 目的は簡潔に。
	住所	
	電話	
	Eメール	
設立と目的	設立 年 月 日	
活動分野 (該当する項目に○を つけてください。 複数でも可。)	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 まちづくりの推進を図る活動 4 観光の振興を図る活動 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 7 環境の保全を図る活動 8 災害救援活動 9 地域安全活動 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 11 国際協力の活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 13 子どもの健全育成を図る活動 14 情報化社会の発展を図る活動 15 科学技術の振興を図る活動 16 経済活動の活性化を図る活動 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 18 消費者の保護を図る活動 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
主な活動拠点と地域		
活動実績・今後の活動予定	主な活動実績等を簡潔に記入してください。	
会 員 数	個人会員 名	団体会員 名
会費等(財政規模)	(前年度決算)	
	[収入]	[支出]
	会費収入 円	事業費 円
	寄付収入 円	管理運営費 円
	事業収入 円	その他の支出 円
その他の収入 円		
計 円	計 円	
他団体(市を含む)からの 資金助成等の実績	[例]〇〇年度 〇〇財団(市) (〇〇事業) 〇〇円	
ホームページ	URL	